

## 体験的参加型学習による 人権・同和教育学習プログラム

### はじめに

長崎県人権・同和対策課では、人権教育・啓発の推進に向けて、人権・同和教育指導者の資質向上、学習プログラムの開発、関係機関・団体との連携等を目的に、人権・同和教育指導者スキルアップ講座を開催しております。

平成25年度は、次のような日程と内容で開催をいたしました。

#### <前期>

7月29日（月）

講義：「子どもの学力を支える『つながりのちから』」

～全国学力・学習状況実態調査の実態分析から～

講師：志水 宏吉さん（大阪大学大学院人間科学研究科教授）

（文部科学省「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」委員）

「同和問題」について

①人権教育としての同和教育（人権・同和対策課）

②講義：「社会科の教科書における身分制」

講師：阿南 重幸（長崎県人権教育啓発センター／長崎大学非常勤講師）

③人権教育の推進に向けて（グループ及び全体協議）

7月30日（火）

「HIV感染者、ハンセン病元患者の人権」について

①HIVにかかる本県の施策について（長崎県西彼保健所地域保健課）

②講義：「ハンセン病元患者（回復者）との出会いの中で」

講師：河口 朝子さん（長崎県立大学准教授）

「障がいのある方の人権」について

①「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」について

（長崎県福祉保健部障害福祉課）

②講義：「自分らしく輝いて生きる」

講師：古川 幸枝さん（長崎盲ろう者友の会「あかり」会長）

「学習プログラム」の作成について

#### <後期>

1月21日（火）

私の学習プログラム

①グループ及び全体協議

市町・市町教育委員会人権担当者及び人権・同和教育指導者合同研修会

②テーマ：地域の実態に基づいた人権・同和教育の推進

①講演：「人権教育に夢とロマンを」

講師：福永 宅司さん（子どもの学び館代表取締役／一人芝居演者）

②全体協議

テーマ：「多様な連携を通した、各市町における人権教育の推進に向けて」

講演を受けての質疑、取組や意見の交流

今年度掲載分の体験的参加型による学習プログラムは、スキルアップ講座参加者が開発したプログラムをベースにして作成しました。それぞれの教育・啓発の場面での活用をお願いします。

## プログラム1

## 「部落問題をめぐってこんな疑問が…」

どんな場所で：学校・企業・公民館等

誰を対象に：初心者の入門編として

時間のめやす：90分

ねらい：①周りにある率直な疑問から出発して、部落問題について話し合う機会とする。

②話し合いと意見の交流、解説により理解を深める。

③発展として、部落問題を避ける理由、避けることによる自分たちの不利益等を考える。

## 進め方

参加者の活動	ファシリテーターの支援	時間
1 「私はここだよ」差別問題にかかわって自分のなかにある矛盾や葛藤を本人が自覚する。 ・部落問題について学習することを知らせる。	1 参加者を一列に並べ、ファシリテーターが出す質問に対して「はい」なら一步前に進み、「いいえ」なら動かないことを伝え、次の質問をする。 ①今日は元気だ ②家事は男女で分担すべきだ ③わたしには偏見があると思う ④部落への偏見を含んだ発言に対しては常々反論している。 ・その時の時事的な事柄や参加者の特徴・関心、講座の目的等に配慮し問題文を考える。	10分
2 グループになり、部落問題に関する疑問について、事例をもとに考える。	2 部落問題に対する参加者自身の思いや疑問を出し合う。 ・4人程度のグループに分かれ、ワークシート（事例）を配布し、シートの疑問を手がかりに、自分にとっての重要な疑問を出し合う。このとき、事例にない疑問をワークシートに記入する。 <b>【事例】</b> ①「部落差別」といいますが、わたしたちの町では、地域のことを「部落」といいます。なにが違うのですか。 ②同和教育をやればやるほど逆効果ではないでしょうか。学校などで教えなければ部落差別はなくなると思うのですが。	20分

2. 体験的参加型学習による人権学習プログラム 「部落問題をめぐってこんな疑問が…」

参加者の活動	ファシリテーターの支援	時間
	<p>③わたしは差別をしません。周りにも、差別をする人や差別発言をする人はいません。そんなわたしがこの学習に取り組む必要があるのでしょうか。</p> <p>④（新しい疑問）</p> <p>⑤（新しい疑問）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の疑問の中から、自分の抱えている疑問や関心のある疑問に近い項目を1つ選び、そのことについての自分の考えを述べ合い、意見交換する。</li> </ul>	
3 部落問題に関してよく出される疑問の背景を考え、意見交換をする。	<p>3 選んだ疑問ごとにグループを作り、その疑問への答えを考えてみる。話し合いのポイントや疑問への返事や対応を模造紙に書く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その疑問を持っている具体的な人物像をイメージすることで、返事も考えやすいことをアドバイスする。</li> <li>・ファシリテーターは各疑問の解説編の資料を参考に、各グループの話し合いの内容を把握する。</li> </ul>	模造紙 マーカー 30分
4 各グループからの発表を行い、全体での交流を深める	<p>4 グループで出されたことを全体で共有し、その後に解説文を配布して必要な範囲で説明をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間ががあれば、自分たちの周りで今回のような話し合いはあるか、ないとすればなぜか、ないことによる自分たちの不利益は何かといった疑問を投げかけ話し合う。</li> <li>・ふりかえりシートを準備しておき、短時間で記入することができるよう配慮する。</li> </ul>	25分
5 ふりかえりシートに書きながら自らの学習を振り返る。		5分

参考：『やってみよう！人権・部落問題プログラム』（財）大阪府人権協会編

## ワークシート

1. 「部落差別」といいますが、わたしたちの町では、地域のことを「部落」といいます。なにが違うのですか。
  2. 同和教育をやればやるほど逆効果ではないでしょうか。学校などで教えなければ部落差別はなくなると思うのですが。
  3. わたしは差別しません。周りにも、差別をする人や差別発言をする人はいません。そんなわたしが、この学習に取り組む必要があるのでしょうか。
  4. (新しい疑問)
  5. (新しい疑問)

## 解説編

1. 「部落差別」といいますが、わたしたちの町では、地域のことを「部落」といいます。なにが違うのですか。

「部落」という言葉を辞書で引いてみると、二つの意味が書かれています。

一つは、村の一部、つまり集落という意味です。もうひとつが、「身分的・社会的に強い差別待遇を受けてきた人々が集団的に住む地域」（「広辞苑」）とあり、未解放部落、被差別部落が併記されています。部落問題と言う場合は、後者の意味で使います。今日「同和地区」あるいは、「被差別部落」といわれる地域は明治以降、細民部落、特殊部落などと称されてきました。とくに特殊部落は「特種部落」とも書かれ、明治政府が部落改善に乗り出した明治40年代に使用され始めたとされます。当初この言葉は、部落改善事業の対象地区という程度の言葉だったと思われますが、当時被差別部落の起源を「異人種（異民族）」に求める風潮が強く、この言葉もそれを補完する役割を果たしました。また、「～は特殊部落だ」というように、この言葉は「悪いこと」の代名詞として戦後も使われました。

したがって、部落という言葉は別に差別用語ではありませんが、地域によっては部落＝被差別部落と考えるところもあります。

2. 同和教育をやればやるほど逆効果ではないでしょうか。学校などで教えなければ部落差別はなくなると思うのですが。

平成22年度「人権に関する県民意識調査（長崎県）」によると、県民の8割は部落（同和）問題を認知しており、そのうち半数は部落差別の意識があると答えています。また、「解決への展望」を聞くと、半数は「なくすことは難しい」を選択しています。このような状況を私たちはどう受け止めなければいけないのでしょうか。問題は、半数が差別意識はあると答え、そのうち半数は「解決が難しい」と答えている点です。

この状況を変えていくには、地道な教育・啓発を続ける以外に方法はありません。現代社会はインターネットにより、あらゆる情報が瞬時に個々人に届けられていきます。残念ながら、部落問題に関するこれらの情報の中には、偏見や予断に満ちた悪意のあるものも含まれています。したがって、情報の真偽を判断する知識が必要となっています。それには、学校等で正しい部落問題に関する知識を身につけることが求められているのです。

部落差別の存在理由について、ある大学でのアンケートによると、①「世間・風潮・いいつけ」が21.5%、②「歴史・知識」が問題としたものが30.7%、③「優越感・自己保身・違い」に原因を求めたものが47.8%でした。これら理由に対して私たちはその対抗軸を一つひとつ提示することが求められています。

3. わたしは差別しません。周りにも、差別をする人や差別発言をする人はいません。そんなわたしが、この学習に取り組む必要があるのでしょうか。

このような疑問の背後には、差別の問題は「心がけ」という認識に留まっているからではないかと思います。同和問題は、心理的差別と実態的差別にあるといわれてきました（「同和対策審議会答申」）。私は差別しません、という言い方はこの「心理的差別」のみに原因を求めており、個人的な問題とされています。私たちは社会の中で生活を営んでいます。ですから、この問題を社会の問題として考えることが必要となってきます。

また、部落差別の問題がそうそう頻繁に私たちの周りで起こるなどということはあってはなりません。逆にそういう「場」に接したときに、私たちは差別をなくす立場に立っていなければなりません。知らなければ話することすら不可能となってきます。そのためには、学習することによる最低限の理解が必要です。私には関係ないとはいえないのではないでしょうか。

（疑問に答える解説を考えてください。）

4. (新しい疑問)

5. (新しい疑問)

## プログラム2

## 「ハンセン病回復者（元患者）の人権」

どんな場所で：学校・企業・職場等・公民館

誰を対象に：公民館講座受講者、社会教育関係者、教職員、PTA、初心者の入門編として時間のめやす：90分

ねらい：ハンセン病について正しい認識をもつとともに、ハンセン病回復者（元患者）の方の思いや願いを知ることにより、いわれのない偏見や差別がいかに重大な人権侵害につながるかを考える。

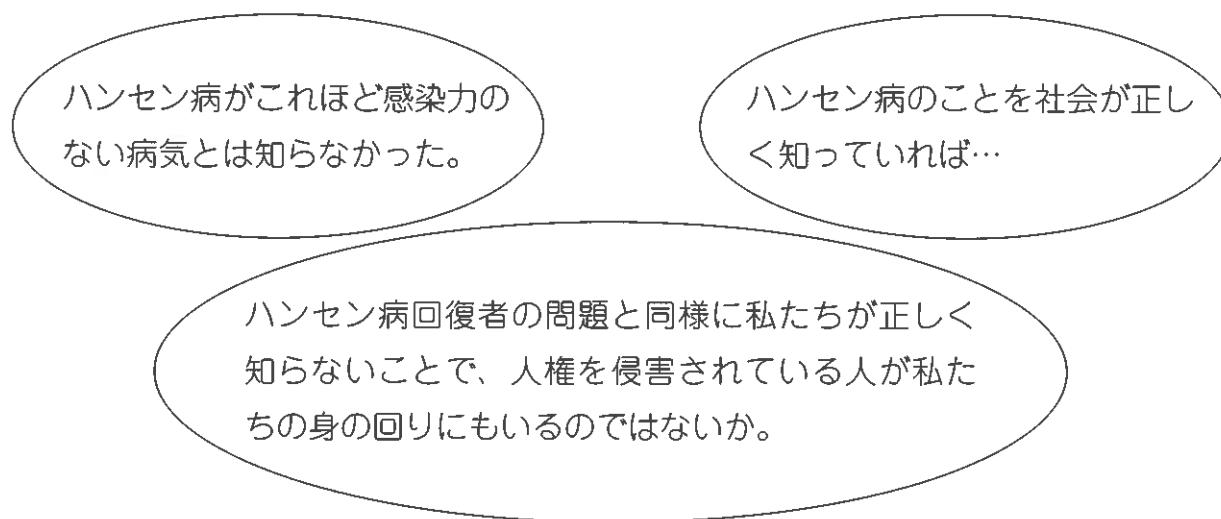
## 進め方

参加者の活動	ファシリテーターの支援	時間
1 グルーピング 2 アイスブ레이キング	1 4人1グループのグループができるよう簡単なアクティビティ（活動、ゲーム）を行う。  2 初めての参加者やお互いに初対面の方が多い場合は、多めに時間をとりお互いの緊張をほぐすようにする。	15分
3 ○×クイズをする。	3 各自にワークシートを配布する。  ① ハンセン病は遺伝します。（×） ② ハンセン病は治る病気です。（○） ③ ハンセン病は感染力が強い病気です。（×） ④ ハンセン病回復者（元患者）からは感染しません。（○） ⑤ ハンセン病回復者（元患者）は、子どもを産むことが許されませんでした。（○） ⑥ ハンセン病回復者（元患者）の中には名前を変えざるを得ない人が多くいました。（○） ⑦ 療養所内では、社会と同じようにお金が使えました。（×） ⑧ 特効薬（プロミン）が開発されてすぐに「らい予防法」が廃止され、ハンセン病回復者（元患者）は隔離されなくなりました。（×）	60分
4 ビデオ1を視聴する。 「ハンセン病を知っていますか」  5 ビデオ2を視聴する。 「ハンセン病 剥奪された人権」	4 最初の3分を参加者に見せ、グループで○×クイズの答えを確認する。  5 ビデオを視聴した後、次の3つの視点についてグループで話し合う。（感想や意見など）  ① 療養所に子どもがいなかったのはなぜか。 ② 完治しても故郷に帰れない人々がいるのはなぜか。 ③ 「らい菌は見えても、人の心は見えなかった。」というハンセン病回復者（元患者）の言葉はどういう意味か。	

## 2. 体験的参加型学習による人権学習プログラム 「ハンセン病回復者（元患者）の人権」

参加者の活動	ファシリテーターの支援	時間
6 全体で話し合う。	6 ①グループで話し合ったことをグループの代表者が発表する。 ②グループから出されたことについて、全体で協議する。	15分
7 ファシリテーターのまとめを聞く。 ＜まとめの内容例＞	7 次の例を参考にして、自分たちの地域や地域に住む人々について考えることができるようになる。  ① 長崎県出身者の療養所入所者数と長崎県に帰ってきた（帰ってこられない）人の数を示し、私たちの地域について考えるようとする。 ② ハンセン病回復者（元患者）だけでなく、生きづらさを感じている人が自分の地域にいないか、また、なぜそうなのかを考えるようにする。	15分
8 感想を書く。	8 この講座（研修）を受講して考えたこと、感じたことを感想用紙に記入するようにする。	

### ○ イメージする参加者の言葉（研修を終えて）



### ○ 参考資料（ビデオ）

※ 「ながさきまなびネット」→「視聴覚ライブラリー」  
→「視聴覚教材を借りる」→「視聴覚情報」

記号 番号	V1831	タイトル	ハンセン病を知っていますか? ～現代医学で制圧された病気～		
教材 分類	人権教育一般 障害者理解	時 間	22分	登録年	2001年

記号 番号	VK191	タイトル	現代社会と人権シリーズ(1) ハンセン病 剥奪された人権		
教材 分類	人権教育一般 障害者理解	時 間	25分	登録年	2002年

**資料**

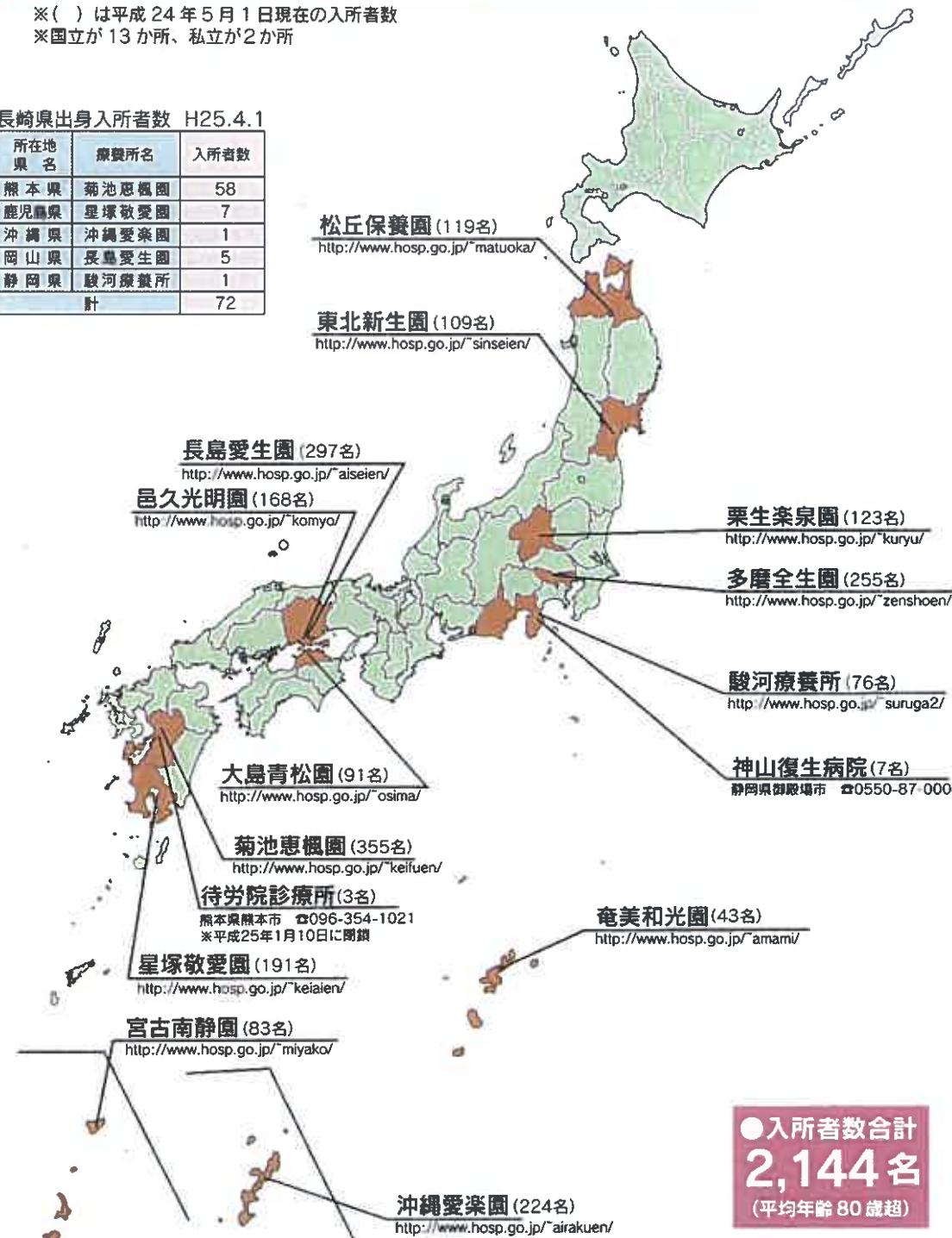
- 長崎県出身の方の療養所入所者数 72名（平成25年4月1日現在）

## 全国のハンセン病療養所と入所者数

※( )は平成24年5月1日現在の入所者数  
※国立が13か所、私立が2か所

長崎県出身入所者数 H25.4.1

所在地 県 名	療養所名	入所者数
熊本県	菊池恵楓園	58
鹿児島県	星塚敬愛園	7
沖縄県	沖縄愛楽園	1
岡山県	長島愛生園	5
静岡県	駿河療養所	1
計		72



（パンフレット「ハンセン病について正しく理解しましょう」長崎県 から抜粋）

**ワークシート 1**

○ 1～8の問い合わせについて、正しいと思うものに○、間違っていると思うものには×をつけてください。

番号	問い合わせ	○×
1	ハンセン病は遺伝します。	
2	ハンセン病は治る病気です。	
3	ハンセン病は感染力が強い病気です。	
4	ハンセン病回復者（元患者）からは感染しません。	
5	ハンセン病回復者（元患者）は、子どもを産むことが許されませんでした。	
6	ハンセン病回復者（元患者）の中には名前を変えざるを得ない人が多くいました。	
7	療養所内では、社会と同じようにお金が自由に使えました。	
8	特効薬（プロミン）が開発されてすぐに「らい予防法」が廃止され、ハンセン病回復者（元患者）は隔離されなくなりました。	

**ワークシート 2**

○ ビデオ「ハンセン病 略奪された人権」

視点1 診療所に子どもがいなかったのはなぜか。

視点2 完治しても故郷に帰れない人々がいるのはなぜか。

視点3 「らい菌は見えても、人の心は見えなかった」というハンセン病回復者（元患者）の言葉はどういう意味か。

○ 講座を振り返って

## プログラム3

## 「この質問はOK？」

どんな場所で：学校・企業・職場等

誰を対象に：就職・進学面接受験予定者、教職員、企業トップ・採用担当者、社会教育関係者

時間のめやす：90分

ねらい：  
 ①質問をする側、される側の立場を経験しながら、違反面接について考える機会とする。

②話し合いと意見の交流、解説により理解を深める。

## 進め方

参加者の活動	ファシリテーターの支援	時間
1 グルーピング	1 4人グループになるためのアクティビティ（活動ゲーム）を行う。	
2 「あなたは面接官です。」 ①自分が、ある会社の新規採用職員の面接官という前提で、①質問事項、②質問する理由を考え、付箋紙に記入する。 ②グループで、各自が考えた質問内容を出し合い、班としての面接項目を決め、項目と理由を模造紙に書き出す。 ③各班から、話し合いの内容と決まった質問項目を発表する。	2 活動の概要を説明する。 ①付箋紙と模造紙、マジックを配布し、活動の説明を行う。  ②各グループでどのような意見が出されているか観察をする。  ③質問項目をホワイトボードに貼る。	20分
3 「自分をアピールしよう」 ①自分が就職面接試験を受ける前提で、自分をアピールする内容を考え、付箋紙に記入する。	3 活動の概要を説明する。 ①活動の説明を行う。	15分

2. 体験的参加型学習による人権学習プログラム 「この質問はOK?」

参加者の活動	ファシリテーターの支援	時間
<p>②グループで、各自が 考えた質問内容を出 し合い、どのような 傾向や特徴があるか 話し合う。</p> <p>③全体で話し合う。</p>	<p>②各グループでどのような意見が出されてい るか観察をする。</p> <p>③各グループでの意見を発表してもらい、出 された意見を板書する。</p>	
<p>4 「就職面接クイズ」</p> <p>①就職面接クイズを解 く。</p> <p>②解答と解説</p> <p>③グループで出し合っ た、質問内容やアピー ルと比較しながら意 見交換を行う。</p> <p>④各グループで出され た意見を発表する。</p>	<p>4 活動の概要を説明する。</p> <p>①資料1を配布し、活動の説明を行う。</p> <p>②資料2を配布し、内容を確認する。</p> <p>③各グループでどのような意見が出されてい るか観察をする。</p> <p>④出された意見を板書する。</p>	30分
<p>5 ふりかえり</p> <p>①個人でのふりかえり を行う。</p> <p>②グループで発表する。</p> <p>③グループで出された 意見を発表する。</p> <p>④ファシリテーターの まとめを聞く。</p>	<p>5 ふりかえりについて説明する。</p> <p>①次の視点が書かれた用紙を配布し、記入し ながらふりかえりを行うことを伝える。            ·気づいたこと（わかったこと等）            ·新たな疑問や課題            ·今後、取り組みたいこと            ·感想</p> <p>②各グループでどのような意見が出されてい るか観察をする。</p> <p>③いくつかのグループから発表してもらう。</p> <p>④次の例を参考に、公正な採用選考の重要性 や必要性を説明する。</p>	15分

○応募者の適性、能力のみを基準として行なわず、  
本人に責任のない事項によって判断すること  
は、人権を尊重しない考え方であること。

○質問によっては、答えにくい場合もあり、応募  
者を精神的に苦しめ、心理的打撃が面接態度に  
表れ、不利に働くため公正が保たれず、その結  
果就職差別につながること。

**資料1**

就職面接クイズ：右の□に、○、×、△を入れてみましょう。  
(○：適正、×：不適正、△：どちらともいえない)

1	昨夜はよく眠れましたか？ 今朝は何時に起きましたか？	
2	あなたは生まれてからずっと今の住所に住んでいるのですか？	
3	あなたが住んでいる家は持ち家ですか？ 借家ですか？	
4	あなたの本籍地はどこですか？	
5	あなたのお父さん（お母さん）の職業は何ですか？	
6	お父さん（お母さん）がいないようですが、どうしたのですか？	
7	あなたのお姉さん（お兄さん）の職業は何ですか？	
8	あなたの家族は何新聞を読んでいますか？	
9	あなたは、当社に対し、どんなイメージをもっていますか？	
10	あなたが当社に就職を希望されるのはどんな理由からですか？	
11	あなたが信条としている言葉は何ですか？	
12	あなたの得意とする分野は何ですか？	
13	何か特技や資格はお持ちですか？	
14	あなたの愛読書は何ですか？ 好きな作家はだれですか？	
15	あなたが尊敬する人物はだれですか？	
16	あなたの長所はどんなところだと思いますか？	
17	自分の長所を生かして、当社でどんなことをやりたいですか？	
18	商品の種類が多いですが、おぼえるのは早いほうですか？	
19	会社は3交代制の勤務ですが、あなたは大丈夫ですか？	
20	（女性だけに）結婚したら仕事はどうしますか？	

**資料2**

**【答え】適正な質問（○）は、1、9、10、12、13、16、17、18、19です。その他は不適正な質問です。**

**○職業安定法（1999年6月改定）（求職者等の個人情報の取扱い）**

第5条の4 公共職業安定所等は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「求職者等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

**○2 公共職業安定所等は、求職者等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。**

（注）「公共職業安定所等」とは、公共職業安定所、職業紹介事業者、労働者の募集を行なうもの及び募集受託者をいう。労働者の募集を行うものは、募集形態の如何（直接募集、間接募集、委託募集）を問わず第5条の4が適用される。

**○指針（労働省告示第141号）（1999年12月施行）****第4 法第5条の4に関する事項（就職等の個人情報の取扱い）****1. 個人情報の収集、保管及び使用**

（1）職業紹介事業者等は、その目的の範囲内で求職者等の個人情報（以下単に「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではないこと。

イ 人種、民族、社会的身分、門地、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

□ 思想及び信条

ハ 労働組合への加入状況

（2）職業紹介事業者等は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で、本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならぬこと。

（3）職業紹介事業者等は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一用紙又は職業相談票（乙））により提出を求めること。

（4）（略）

(注)「職業紹介事業者等」とは、職業紹介事業者、労働者の募集を行なう者、募集受託者及び労働者供給事業者をいう。

○採用選考時に配慮すべき事項（平成25年度新規学校卒業者の採用手引より抜粋・長崎労働局編）

(1) 基本的な考え方

①「人を人として見る」人権尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重する。 ②応募者の適性・能力を基準として選考を行う。

(2) そのため、就職差別につながるおそれのある、次の事項について質問や作文等を課さない。

○本人に責任のない事項

①本籍・出生地に関すること

②家族に関すること（職業、続柄、家族構成、健康、地位、学歴、収入、資産など）

③住宅状況に関すること（間取り、部屋数、住宅の種類、近隣の施設など）

④生活環境・家庭環境などに関すること

○本来自由であるべき事項

⑤宗教に関すること

⑥支持政党に関すること

⑦人生観・生活信条などに関すること

⑧尊敬する人物に関すること

⑨思想に関すること

⑩労働組合・学生運動など社会運動に関すること

⑪購読新聞・雑誌・愛読書などに関すること

○その他の事項

⑫身元調査などの実施

⑬全国高等学校統一用紙・JIS 規格の履歴書（様式例）に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用

⑭合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

(3) 不適切な質問とは

本人に責任のない事項や、本来自由であるべき事項（①～⑪）を質問し、これを採否判定の判断資料にすることは公正な採用選考とは言えません。

○公正な採用に関する取組

(1) 企業や事業所に対する取組

①労働局、ハローワーク、長崎県等による説明会や研修会等

②関係機関からの企業への申し入れ

(2) 教育における取組

○学校における、キャリア教育、進路学習での授業等

(3) 不利益を是正する取組

①労働局、ハローワークからの企業への行政指導

②関係機関による情報の共有や取組についての協議

## ビデオライブラリー 新規購入ビデオ情報

人権教育啓発センターでは、ビデオ・DVD視聴、図書の閲覧ができるようにしてあります。また貸出しも行っています。なお、貸出しあは、県内在住の方々を対象とさせていただきます。

### ①ビデオ・DVD・図書の貸出の手続きについて

- ・貸出申込：センター内で貸出しを申し込むときには、貸出を希望する資料に貸出申込書を添えて受付に提出してください。郵送又はFAXの場合は貸出申込書を印刷して申し込んでください。
- ・ビデオ・DVDは郵送による貸出も可能です。希望される方は長崎県人権教育啓発センター（人権・同和対策課内）までご連絡下さい。（お送りする際の送料及び返却時の送料は利用者負担になります。）
- ・貸出数：ビデオ・DVDは1人1回  
3本以内、図書1人1回5冊以内  
(郵送による貸出はできません)
- ・貸出期間：2週間以内

### 《問合せ先》

長崎県人権教育啓発センター（人権・同和対策課内）  
住所 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階  
電話 095-826-2585 FAX 095-826-4874  
URL <http://www.pref.nagasaki.jp/section/jinken/>

番号	ビデオタイトル	種類	分類	対象	分	内 容	備 考
236	デートDVって何	DVD	ドラマ教材	中高大	21	デートDVという言葉を耳にしたことがありますか？「人権」は、デートDVを考える上で重要なキーワードです。人権とは何か？デートDVとは何か？このDVDで考えてみましょう。	副音声・字幕入り
237	風の舞 ～闇を拓く光の詩～	DVD	ドキュメンタリー	中学生	59	人生の大半を療養所の中で過ごした詩人・搭和子さんの詩を通して、ハンセン病強制隔離の歴史を見つめるドキュメンタリー。第16回東京国際映画祭協賛企画の国際女性映画週間出品作品です。	字幕入り
238	いじめと戦おう ～わたしたちに できること～ (小学生篇)	DVD	ドラマ	小学校中・高学年	21	1日2500人が訪れる人気サイトをドラマ化した作品。小学校6年生のひなたのクラスで、ある日事件が起きる。さくらのくしゃみが由衣の背中にかかってしまった。さくらをバイキン扱いして逃げ回る由衣と、ハンカチで拭いてあげようとするさくらの追いかけっこでクラス全体が盛り上がるが、このことをきっかけにクラスの様子がおかしくなっていく…。	

番号	ビデオタイトル	種類	分類	対象	分	内 容	備考
239	いじめと戦おう ～もしも あの日に戻れたら～ (中学生篇)	DVD	ドラマ	中学生	23	1日2,500人以上が訪れる人気サイトが教える“いじめの生の声”を完全ドラマ化した作品。中学2年の景の同級生・吉川が、クラスの3人組のからかいからはじまったくいじめによって、吉川は自ら命を絶つ。しかし翌朝目を覚ますと、そこはいじめが起こる前の朝だった…。	
240	青春のヒューマン・ ステージ	DVD	ドラマ	高校生・一般	31	美和が所属する高校放送演劇部では、次回創作劇のための情報を集めていた。そんな折り、先生から勧められた「筑前竹槍一揆」を取り上げたビデオを鑑賞するが「一揆勢が、何故、被差別部落を焼き討ちにしたのか?」との疑問が残る…。	
241	風の旅人	DVD	アニメ	中学生	30	主人公は、生まれつき骨形成不全症という重度の障害を持つため孤立しがちであったが、ある出来事を契機に人と交流し、人の力を借りることで自らの可能性が広がることを知る。以来、ベッド式車いすを通りがかりの人に押してもらい少しずつ進み、また次の人に押してもらって旅をするようになる。故・宇都宮辰範氏の感動的な実話を基に、重度障害者の自立と人ととの心の交流を描いた作品です。	
242	きつねのかんちがい	DVD	アニメ	小学校低学年	28	これは、奈良地方に伝わる民話を題材にしています。私たちの日常生活の中では、「かんちがい」や「思い込み」、「きめつけ」などによって争い、憎しみをつのらせたり相手を傷つけることがあります。この映画で、私たちは合理的、科学的なものの見方、考え方を身につけ、自分の意見をはっきり主張して行動する人間であってほしいという願いを込めて作られた作品です。	

番号	ビデオタイトル	種類	分類	対象	分	内 容	備考
243	クレヨンの星	DVD	立体アニメ	小学校低学年	14	<p>これは、大阪市教育委員会が発行した人権啓発絵本「クレヨンの星」を粘土による立体アニメーションの手法で映画化したものです。</p> <p>広い宇宙のかなたに、クレヨンたちが住んでいる星がありました。ある日、宇宙船に乗って金の星の王子コインがやってきて、「クレヨンの星で一番エライ人に会いたい。」といいます。エライという価値観が分からぬるクレヨンたちは…</p>	
244	探梅 ～春、遠からじ～	DVD	アニメ	社会教育関係者	40	<p>夫のリストラに伴い、彼の故郷である北九州市に引っ越してきた亜紀。生まれも育ちも東京の亜紀にとって、何かと声を掛けてくる世話好きの邦子は苦手な存在。しかし、愛猫のバニラが失踪したことを見つかりに邦子に助けを求める。バニラを助けた孤独な男性との出会い、邦子の福祉協力員としての活動、独居高齢者のボヤ騒ぎなどを通して、亜紀は人がつながる温かさを感じていく…。人と人とのつながりが導く包み込む社会について描いた作品。</p>	
245	プレゼント	DVD	アニメ	小学生	15	<p>小学校4年生の綾香は、美由紀の誕生日に手作りの写真立てをプレゼントしたが気に入ってくれず、美由紀や同調した友だちからいじめを受けます。ある出来事をきっかけに、綾香は学校を休んでしまうが…。子どもたちに身近な問題であるいじめについて考えてもらうことにより、自分の人権の大切さに気づき、さらに自分と同様に他の人の人権も大切にすることを学ぶ作品です。</p>	

## 県内の人権・同和教育指導者の皆さん

番号	市町	お名前
1	長崎市	石村 築一
2		林田 一彦
3		鐘ヶ江修身
4		松添 憲
5		本田勝一郎
6		森田 幸一
7		椋本 博志
8		川副 忠子
9		矢川 豊彦
10		伊藤 閑
11		岩川 克行
12		松下 裕之
13		三藤 理絵
14		内海 珠美
15		浦田 隆史
16		山中 俊史
17		白倉あけみ
18	佐世保市	満屋 敏夫
19		山邊 葉子
20		相川 孝子
21		古川 清司
22		竹下 浩司
23		松永 雅範
24		小佐々慎二
25		藪 英彦
26		中原 久夫
27		千北 充範
28	諫早市	小川 供孝
29		濱口 美穂
30		小谷 富敏
31		吉野 美穂
32		松尾 洋
33		増山 和彦

番号	市町	お名前
34	大村市	大塚 真一
35		高田 豊司
36		中野 和大
37		平戸市
38		今川 亮生
39		神保 裕行
40		藤井 徹
41		松浦市
42		田中 良彦
43		対馬市
44		佐伯満智子
45		築城 守昌
46		有川 義明
47		勝見 廣治
48		松村 義弥
49		本多 直純
50		築地 文香
51	壱岐市	林田 賢作
52		土谷 敬治
53		山口 拓也
54		米倉 徹
55		末永 賢一
		吉井 隆司
		原 洋
		佐々木孝浩

番号	市町	お名前
56	五島市	平山 忠明
57		松下 太郎
58		山本 直子
59		西海市
60		伊藤 伸広
61		塩津 茂雄
62		丸本 征義
63		南島原市
64		天本 悟
65		草野 正士
66		中村 照男
67		森野 直
68		土手野和広
69		松本栄太郎
70		宮内富美子
71		長与町 上野 公嗣
72		時津町 傳 均
		新上五島町 道津喜八郎

平成25年3月の時点で、  
123名の方が人権・同和教育  
指導者として登録されています。

人権・同和教育指導者としてお名前を公表されている  
方々です。(平成25年3月時点)

連絡先等、詳しいことは人権・同和対策課まで、お問  
い合わせください。

長崎県県民生活部人権・同和対策課  
〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階  
TEL 095-826-2585 FAX 095-826-4874



## じんけん ながさき

(人権啓発資料23 人権・同和教育と啓発をすすめるために)

平成26年3月発行

発行 長崎県県民生活部人権・同和対策課  
〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階  
TEL 095-824-1111 (内線2321)  
直通 095-826-2585